

06 外務省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0630010	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化	外務省設置法第4条第13項	一定の要件を満たす者に対しては短期滞在(90日以内)に係る数次査証を発給している。	D		アジア・大洋州地域諸国人のうち、相当程度の業績が認められる科学者や常勤の大学教授等一定基準を満たす文化人・知識人等が短期滞在を目的で本邦入国を希望する場合には、1年又は3年有効の数次短期滞在査証を現地公館限りで発給する措置を既に実施している。(なお、当該外国人が研究活動に従事することを目的として本邦に滞在する(例えば国又は地方公共団体の機関や特殊法人等との契約に基づいて試験、調査、研究等を行う業務に従事しようとする)場合には、短期滞在査証を取得するのは適当ではなく、「研究」査証を取得する必要がある。)		右の提案主体の意見にあるように、「相当程度の業績」及び「一定基準」の内容について教示されたい。	D		アジア・大洋州地域諸国人のうち、(1)国際的に著名な又は相当程度の業績が認められる人文科学(文学・法律・経済学等)・自然科学(理学・工学・医学等)の科学者(なお、「相当程度」の内容については、各分野によっても異なり、個別に審査を行うため、一定の基準を示すことは困難であるが、例えば当該分野で何らかの賞を受けた実績があることなどが挙げられる。)、(2)大学の講師以上の職にある者(常勤の者)、(3)国立・公立の研究所及び国・公立の美術館・博物館の課長職以上の者等に対して数次査証を発給している。審査期間は、案件により異なるが、申請内容に問題がなければ概ね一週間である。	1145010	同研究所はアジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者を招聘し、アジア・太平洋の産業政策・産業技術に関する研究活動、国際会議・国際フォーラムの開催等を行うこととしている。同研究所に關連するアジア・太平洋各国の研究者については、同研究所が書面で身元を保証し、当該事実について外務大臣及び地方公共団体の長に通告を行う場合には、同研究所より当該研究者にFAXで送付された身元保証書、招聘理由書及び滞在予定表等の書類を添付することにより査証申請を行うことを認める。但し、正式な書類(原本及び写し)については、追って別途申請者より提出する必要がある。	提案理由(その結果のメリット) これらの事業の円滑な推進を図るとともに、招聘する研究者の来日及び滞在の便宜を図るため、数次短期滞在査証の発給手続の簡素化を行うもの、これにより当該特区が国際的な知的集積地域として新たな価値の創造が可能となり、新産業及び新たな雇用の創出により地域経済の活性化に資することができる。 代替措置 本特例措置の適用の対象となるのは、事前に同研究所に身元を保証されるとともに、当該事実について外務大臣及び地方公共団体の長に通告が行われたアジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者に限られることから、特段の弊害は生じないものと考えられる。	株式会社三井物産戦略研究所	外務省